

公共工事に係る発注の見通しに関する事項の公表要綱

(目的)

第1条 この要綱は、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」（平成12年法律第127号。以下「法」という。）が制定されたことに伴い、入札及び契約の透明性及び競争性を確保するため、法第7条並びに「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令」（平成13年政令第34号）第5条及び第6条における公共工事の発注の見通しに関する事項の公表に関する規定により、公共工事に係る発注の見通しに関する事項の公表に関する手続きを定めることを目的とする。

(公表対象工事)

第2条 発注の見通しに関する事項を公表する工事は、当該年度に発注することが見込まれる工事であって、次の(1)から(4)に該当する工事とする。ただし、公共の安全と秩序の維持に密接に関連する公共工事であって県の行為を秘密にする必要がある工事及び予定価格（消費税及び地方消費税相当額を含む。）が400万円を超えないと見込まれる工事を除く。

- (1) 一般競争入札に付そうとする建設工事
- (2) 公募型指名競争入札及び工事希望型指名競争入札に付そうとする建設工事
- (3) 上記(2)以外の方式による指名競争入札（以下「通常指名競争入札」という。）に付そうとする建設工事
- (4) 随意契約によろうとする建設工事

(公表事項)

第3条 公表の対象となる事項は、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律施行令第5条第1項に掲げる事項のほか、契約発注者が必要と認める事項とする。

(公表の方法)

第4条 前条に規定する事項の公表は、県民情報センター及び公共工事の執行事務所において閲覧に供する方法又はインターネットに掲示する方法によることとする。ただし、公共工事の執行事務所において閲覧に供する方法により公表するときは、当該公共工事の執行事務所が所属する部局の発注見通しのみを公表すれば足りる。

(公表の時期及び期間)

第5条 次に掲げる時期を目途として、その時点における年度末までの発注の見通しに関する事項を当該年度の3月31日まで公表することとする。ただし、臨時議会等により補正予算が成立するなど、発注見通しの大幅な見直しが必要となった場合は、その中途においても公表するものとする。

- ① 4月中下旬
- ② 7月中旬
- ③ 10月中旬
- ④ 1月上旬

(その他)

第6条 発注者は、公表にあたっては、次に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 公表する内容は、公表する時点における発注の見通しであり、公表した後に変更又は追加があり得る旨を併せて明記すること。
- (2) 閲覧に供する方法による場合にあっては、県民情報センター及び公共工事の執行事務所にその閲覧場所、閲覧時間をあらかじめ掲示すること。
- (3) インターネットに掲示する方法による場合にあっては、ホームページ上にインターネットの掲示に供するアドレスをあらかじめ記載すること。

附 則

- 1 本要綱は、平成13年10月1日から施行する。
- 2 本要綱による措置は、平成13年10月1日より前において、入札又は随意契約の手続に着手していた場合における当該入札及びこれに係る契約又は当該随意契約については、従前の例によるものとする。
- 3 「発注予定建設工事の公表について」(平成10年4月1日付け)は廃止する。

附 則

本要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

本要綱は、平成22年3月3日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和7年7月1日から施行する。